

衆議院経済産業委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 12 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 32 号）

- ・世耕経済産業大臣、伊佐財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新、未来）
- ・西村明宏君外 5 名（自民、立憲、国民、公明、維新、未来）から提出された附帯決議案について、山崎誠君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新、未来）
（質疑者）三原朝彦君（自民）、富田茂之君（公明）、櫻井周君（立憲）、松平浩一君（立憲）、浅野哲君（国民）、笠井亮君（共産）、足立康史君（維新）、笠浩史君（未来）

（質疑者及び主な質疑事項）

三原朝彦君（自民）

- （1） 諸外国の動向も踏まえた我が国の知的財産制度に関する基本的な考え方
- （2） 査証制度の概要
- （3） 懲罰的賠償制度を導入しない理由

富田茂之君（公明）

- （1） 査証制度関係
 - ア 制度導入の必要性及び効果
 - イ 当事者の任意の証拠提出を促すための「伝家の宝刀」と認識しているかどうかの確認
 - ウ 査証人の人材確保のための方策
 - エ 査証人に選定された専門家が秘密保持義務によりその後の活動を制約されるというリスクの払拭の仕方
 - オ 特許法新第 102 条第 4 項の条文が「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」に記載されている考慮要素を具現化したものであることの確認
- （2） 知的財産を通じた中小・ベンチャー企業の支援に向けての世耕経済産業大臣の決意

櫻井周君（立憲）

- （1） 特許法関係
 - ア 今回の法改正の意義
 - イ 経団連の反対を乗り越えて改正に至った意義
 - ウ 証拠収集手続の要件が厳しすぎること制度が利用されない懸念
 - エ 諸外国の証拠収集制度と本改正案との比較
 - オ 損害賠償額の算定方法についての今後の検討課題
 - カ 権利侵害が行われた際に躊躇せず訴訟を起こすことができる仕組みの必要性
 - キ 今回の法改正及び今後の検討等をどのようにイノベーションに結びつけるのかについて世耕経済産業大臣の所見
- （2） 知的財産権の重要性を金融機関から中小・ベンチャー企業へ広める必要性について金融庁の見解

(3) 意匠法関係

- ア 関連意匠制度について従来の考え方を180度転換する改正となった経緯
- イ 意匠法による保護期間経過後に企業の統一的なデザインを保護する方法
- ウ 保護期間経過後に立体商標に登録されているものの事例

松平浩一君（立憲）

(1) 中国の特許動向関係

- ア 中国の国際特許出願件数が急増している理由
- イ 我が国の産業競争力への影響に対する世耕経済産業大臣の見解

(2) 査証制度関係

- ア 現地調査によって得た営業秘密等の保護についての考え方
- イ 査証報告書中の秘密情報に係る非開示の申立が認められるために必要な正当な理由の考え方
- ウ 非開示の申立が認められず開示された場合の営業秘密等の保護の必要性
- エ 裁判所の秘密保持命令に係る営業秘密の要件が不正競争防止法の規定と同様であることの確認
- オ 営業秘密等の保護を図るため秘密保持命令に係る営業秘密の要件を緩和する必要性
- カ 査証報告書を非開示とする正当な理由の判断に係る意見聴取において訴訟当事者等に査証報告書が開示されることの確認
- キ 査証報告書の開示により営業秘密等が訴訟当事者へ流出するおそれを解消するため弁護士強制を導入すべきとの意見に対する考え方

(3) 営業秘密等の流出懸念に対する世耕経済産業大臣の見解

浅野哲君（国民）

- (1) 査証制度導入の必要性及び導入により見込まれる効果
- (2) 侵害の抑止力として懲罰的賠償制度ではなく査証制度を導入することとした理由
- (3) 査証制度について「伝家の宝刀」として活用されることが期待される」と表現した意図
- (4) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（以下「特許制度小委員会」という。）に日本経済団体連合会及び日本商工会議所が途中からオブザーバーとして参加した経緯
- (5) 特許法改正について今後懲罰的賠償制度、利益吐き出し型賠償制度を含めた検討が穏当に進められる必要性
- (6) 査証実施主体（査証人）の人物要件の明確化の必要性
- (7) ライセンス料相当額の損害賠償請求関係
 - ア ライセンス料相当額を「考慮することができる」条文を明確にする必要性
 - イ ライセンス料相当額算定のためのデータ整備の必要性
 - ウ 商標の損害賠償額について特許と同様とせず、より厳格に算定する必要性
- (8) 中小企業やスタートアップ企業に対する知財訴訟支援体制の整備の必要性
- (9) 知的財産侵害者の利益が損害賠償請求後も手元に残ることの是非
- (10) 国内訴訟のため日本企業が海外で行う証拠収集活動に対し支援する必要性

笠井亮君（共産）

(1) 特許法関係

- ア 我が国の特許出願件数の減少及び中小企業の特許に対する悪質な侵害事例について世耕経済産業大臣の認識
- イ 「知財紛争処理タスクフォース報告書」において示された知財専門家の派遣や交渉力の格差を埋

- める支援措置等の中小企業支援策の取組状況
 - ウ 特許制度小委員会委員の選任において産業界の意見取りまとめ団体及びユーザー団体が含まれていなかったことを踏まえ選任理由について説明責任を果たす必要性
 - エ 大企業による査証制度濫用に対する防止策
 - オ 査証制度と営業秘密保護の両立について条文上の確認
 - カ ライセンス料相当額の損害賠償認定による損害賠償額の変化
- (2) 経済産業省及び公正取引委員会が共同で実施している「金型に係る取引の調査」の現状並びに取引の適正化方策

足立康史君（維新）

- (1) 改正特許法で導入される査証制度が産業スパイに悪用される懸念
- (2) 破壊活動防止法に基づく調査対象団体に関する法務省の見解
- (3) 消費税率引上げ関係
- ア キャッシュレス・ポイント還元事業をマイナンバーカードを活用したプレミアムポイント付加事業に一元化しない理由
 - イ 消費税率引上げを延期しマイナンバーカード普及を先行させる必要性

笠浩史君（未来）

意匠法関係

- ア 保護対象の拡大等に関する周知徹底方策
- イ クリアランス負担軽減のための具体的な対策
- ウ 意匠出願の増加に伴い審査体制を強化する必要性
- エ 建築物を保護対象に含めたことによる事業者負担増の懸念及び審査基準策定の目途
- オ 今後新たな問題点を踏まえた意匠制度整備の必要性